

町立施設の使用・貸し館の時間短縮延長について

コロナウイルスの感染を予防するため、福岡県の蔓延防止法を延長したことに伴い、川崎町及び川崎町教育委員会においてもコロナウイルスの感染を予防するため以下の期間、施設の使用・貸し館の時間短縮（21時まで）を延長することとなりました。

町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ パピルスホールは17時までの開館となります。

※ 学校施設は使用・貸館を中止しています。

なお、お問い合わせ等は各施設の管理担当課へご連絡ください。

短縮延長の期間：2月21日（月）～3月6日（日）

*状況によっては3月7日（月）以降も中止にする場合がありますが

その場合は再度周知いたします。

施設名	管理担当課（連絡先）	電話番号
隣保館	人権推進課	73-3277
パピルスホール（図書館）	社会教育課（図書館）	73-2699
B & G海洋センター	B & G海洋センター	73-3899
安宅交流センター	安宅交流センター	72-6766
コミュニティセンター	社会教育課	72-3000
町民会館	〃	〃
中央体育館	〃	〃
青少年ホーム	〃	〃
小中学校体育館	教務課	73-3684